

定款・寄附行為等への事業名の記載について（参考）

1. 各事業の法律上の分類（障害者総合支援法関係）

第一種社会福祉事業	障害者支援施設
第二種社会福祉事業	①障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助） ②一般相談支援事業、特定相談支援事業 ③移動支援事業 ④地域活動支援センター ⑤福祉ホーム
第二種社会福祉事業以外の地域生活支援事業	①日中一時支援事業（日帰り利用、障害児タイムケア） ②生活サポート事業（自立支援ホームヘルプ、自立支援ショートステイ） ③重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 ④重度身体障害者訪問入浴サービス事業 ⑤その他

2. 定款・寄附行為等への記載例

①社会福祉法人等公益法人定款・寄附行為

第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業のみを行う場合

- (1) 第一種社会福祉事業  
障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業  
障害福祉サービス事業の経営  
一般相談支援事業及び特定相談支援事業の経営  
移動支援事業の経営  
福祉ホームの経営

※施設名、事業所名の記載は不要です。

第二種社会福祉事業以外の地域生活支援事業を行う場合

第〇章 公益を目的とする事業

第〇条 この法人は、・・・次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

②特定非営利活動法人・営利法人等定款

- 障害福祉サービス事業
- 相談支援事業
- 移動支援事業
- 福祉ホーム
- 地域生活支援事業

※法律名（〇〇〇〇法に基づく～）は明記されていなくても差し支えありません。

（注）上記は記載例です。記載にあたっては、法人所轄庁の判断を仰いでください。